

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

**目的**（第1条関係）

公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進と現在のみならず将来の公共工事の品質確保の促進を図る旨を追加。

**基本理念**（第3条関係）

- 公共工事の品質は、
  - ・ 施工技術の維持向上と、それを有する者の中長期的な育成及び確保
  - ・ 工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札契約方法から適切な方法の選択
  - ・ 完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理
  - ・ 地域において災害時の対応など社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域の公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保に配慮されることにより確保されなければならないことを追加。（第3、4、6、7項）
- 公共工事の品質確保に当たっては、
  - ・ その金額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結防止
  - ・ 公共工事の請負契約（下請契約含む。）の当事者が、公正な契約を適正な額で締結し、速やかな代金支払い等により誠実に履行するとともに、公共工事に従事する者の労働条件その他の労働環境の改善
  - ・ 公共工事に関する調査（点検、診断を含む。）、設計の内容に応じて必要な知識、技術を有する者の能力の適切な評価、活用等による調査、設計の品質確保等に配慮されなければならないことを追加。（第8、10、11項）

**国及び地方公共団体の相互の連携及び協力**（第6条関係）

- 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たり、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力することを追加。

**発注者の責務**（第7条関係）

- 発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、発注関係事務を以下により適切に実施しなければならないことを追加。（第1項）

- ・ 適正な利潤が確保できるよう、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務、資材等の取引価格、施工実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定
  - ・ 入札不調、不落の場合等における見積書の徴収等による適切な積算
  - ・ ダンピング防止のための低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等
  - ・ 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更の実施
  - ・ 必要に応じた完成後の一定期間経過後の施工状況の確認、評価の実施
- 発注者は、施工状況の評価の標準化やデータベース整備等の措置を講ずること、他の発注者との情報交換等により連携を図ることを追加（第 2、3 項）。

#### 受注者の責務（第 8 条関係）

- 受注者は、将来の公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者の労働条件その他の労働環境の改善、適正な額での下請契約の締結に努めることを追加。

#### 多様な入札契約方法の導入・活用（第 12 条～第 20 条関係）

##### ① 競争参加者の中長期的な技術的能力の審査等（第 13 条）

発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の若年技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の工事体制の確保状況等を適切に審査又は評価するよう努めなければならない旨を追加。

##### ② 多様な入札及び契約の方法の中からの適切な選択（第 14 条～第 20 条）

発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、多様な入札契約方法の中から適切な方式を選択し、又はこれらの組合せによることができることを追加。

##### ○ 総合評価方式における事務負担の軽減への配慮（第 15 条）

技術提案を求めるに当たっては、競争参加者の負担に配慮すること。

##### ○ 段階選抜方式（第 16 条）

発注者は、競争参加者数が多数と見込まれる場合等において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定できること。

##### ○ 技術提案・交渉方式（第 18 条）

- ・ 発注者は、公共工事の性格等により工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約できること。

- ・ この場合、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ予定価格を定めること。
- ・ 技術提案の審査にあたり、中立・公正な判断ができる学識経験者の意見を聞き、審査の過程等の概要を公表しなければならないこと。
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式（第 20 条）
  - 発注者は、地域の社会資本の維持管理の効率的、持続的実施のため必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、以下の方式等を活用すること。
    - ・ 複数年度契約
    - ・ 複数工事一括発注
    - ・ 組合その他の事業者が競争に参加できる方式（共同受注方式）

### 発注者の支援等（第 21 条～第 24 条関係）

#### ① 発注者の支援

- 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識技術を必要とする発注関係事務を適切に実施できる者の活用の促進や発注者間の連携体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めることを追加。（第 21 条 4 項）
- 国は、地方公共団体や民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る運用指針を定めることを追加。（第 22 条）
- 国は、地方公共団体が行う担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないことを追加。（第 23 条）

#### ② 公共工事に関する調査・設計の品質確保

- 公共工事に関する調査、設計の発注者は、公共工事に準じ、競争参加者の技術的能力に関する事項の審査や業務の性格、地域の実情等に応じた入札契約方法の選択等により、その品質を確保するよう努めるとともに、その資料の保存等に必要な措置を講ずるよう努めることを追加。（第 24 条 1 項、2 項）
- 国は、調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識、技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、それらの者が十分に活用されるため、資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（第 24 条 3 項）